

「南海トラフ地震臨時情報」発表時及び大規模地震（震度5弱以上）発生時、その後の対応基準

磐田市教育委員会

	南海トラフ地震臨時情報 (調査中・巨大地震注意)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	地震発生
		事前避難地域対象外校	事前避難地域対象校
登校前		○自宅待機 ※1週間程度の休校措置	○避難行動
登校中		①避難行動 ・学校、自宅へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・ <u>保護者引き渡し</u>	①避難行動 ・学校、自宅又は一時避難場所へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・ <u>安全が確認されたのち保護者引き渡し</u> 《学校以外にいる場合》 ・自宅又は避難所へ
在学中	○原則、防災対応なし ○地震への備えの再確認	①学校待機 ②その後の対応 ・ <u>保護者引き渡し</u>	①避難行動 ②学校待機 ③その後の対応 ・ <u>安全が確認されたのち保護者引き渡し</u>
下校中		①避難行動 ・学校、自宅へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・ <u>保護者引き渡し</u>	①避難行動 ・学校、自宅又は一時避難場所へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・ <u>安全が確認されたのち保護者引き渡し</u> 《学校以外にいる場合》 ・自宅又は避難所へ

【留意点】

- ・ 津波に関する情報が発令された場合は、自宅に帰さず、高台に避難させる。
- ・ 保護者引き渡しについては、兄弟姉妹関係を配慮し、学府（中学校区）ごとに引き渡し体制の確認をする。また、保護者への事前周知を徹底し、学校・園の対応を明確にする。
- ・ 登下校時の避難（場所、方法等）について、各家庭でも協議し、確認をするよう保護者に依頼する。
- ・ 自宅待機や休校措置をとった場合、その後の登校や学校再開に関する家庭への連絡は、連絡網や「いわたホットライン」を利用する。なお、休校措置を登校前に決定したときは、速やかに教育総務課に報告する。
- ・ 電話やメール等が使用できない場合の連絡方法について、職員間だけでなく、保護者とも確認しておく。
- ・ 情報によっては、教育委員会の判断により対応を指示する場合がある。
- ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表の段階では、避難所は開設されない。

【放課後児童クラブについて】

- ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時、事前避難地域対象校の放課後児童クラブは開所しない。
- ・ 震度5弱以上の地震が発生した時、放課後児童クラブは開所しない。

《用語について》

- ・ 避難所…被災者が避難生活を送る場所（学校や交流センターなどの公共施設－市内44か所）  
避難所は、災害事象が発生した場合（市内で震度5強以上の地震が発生した場合、震度5弱で被害が大きかった場合）に開設される。
- ・ 一時避難場所…命の危険を守るために一時的に避難する場所